

## 足立区総合交通計画推進会議設置要綱

### (趣旨)

第1条 足立区総合交通計画（以下「計画」という。）の進行について、関係当事者が情報共有等を行うため、足立区総合交通計画推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 会議は、次の事項について検討、情報共有し、及び意見交換する。

- (1) 計画の進行管理に関する事項
- (2) 公共交通の維持及び向上に関する事項
- (3) その他、計画及び公共交通に関する情報連絡等に関する事項

### (構成)

第3条 会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 国及び都の職員
- (3) 鉄道事業者が指名する者
- (4) バス事業者が指名する者
- (5) タクシー事業者が指名する者
- (6) 警察等交通管理者が指名する者
- (7) 道路管理者が指名する者
- (8) 区議会議員
- (9) 住民又は利用者
- (10) 区職員

2 会議には、会長を置く。

3 会長は、第1項第1号に掲げる者であって区長が指名する者をもって充てる。

### (会議の運営)

第4条 区長は会議を招集し、会長は会議を主宰する。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代行する。

3 会議の開催は、年1回とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、これを超えて開催することができる。

4 会長が必要と認めるときは、前条第1項に掲げる者以外の者に会議への出席を求めることができる。

### (部会)

第5条 会長は、会議を効率的に実施するために、部会を設置することができる。

### (謝礼)

第6条 第3条第1項第1号に掲げる者に対し、会議又は部会への出席ごとに、謝礼として日額18,000円を支払うものとする。

2 第3条第1項第2号から第9号までに掲げる者に対し、会議又は部会への出席ごとに、謝礼として日額7,000円を支払うものとする。

### (会議の特例)

第7条 第4条の会議又は第5条の部会は、第2条の事項についてそれぞれの構成員に意見を照会し、回答を得ることにより会の開催に替えることができる。

2 前項の場合においては、前条の規定にかかわらず、前項の意見照会に対する回答を完了するごとに、同条の謝礼を支払うものとする。

(会議の記録)

第8条 会長は、議事概要を整備し保管しなければならない。

(庶務)

第9条 会議及び部会の庶務は、都市建設部交通対策課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議及び部会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

付 則 (24足都交発第1479号 平成24年11月15日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (25足都交発第2135号 平成26年3月13日 都市建設部長決定)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (2足都交発第398号 令和2年5月12日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (3足都交発第388号 令和3年5月17日 都市建設部長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。